

別添

令和6年度社会福祉施設等施設整備協議日程

項 目	期 日	内 容 等
1 関係者への「整備方針」の通知	8月23日（水）頃	福祉政策課→地域振興局、市町村等 所管課→関係法人
2 市町村から県福祉政策課へ「整備計画一覧表」の提出	9月8日（金）頃	法人→市町村（9/1 締切）→県福祉政策課及び県地域振興局→所管課
3 県所管課から事業主体に提出書類を指示（送付）	9月15日（金）頃	各所管課→事業主体
4 事業主体から市町村へ計画書等の提出	9月29日（金）頃	[市町村確認内容] ・計画の範囲内か確認 ・計画書の内容、添付様式・挙証資料等の確認 ・管内需要動向調査 ・福祉施策の実施計画との整合性及び必要性の審査 ・市町村助成等関係部分の確認
5 市町村から地域振興局への計画書、意見書等の提出 ※介護関連施設の整備計画については、広域市町村圏組合等が保険者の場合はその意見書も併せて提出すること。	10月12日（木）	[振興局確認内容] ・計画の範囲内か確認 ・計画書の内容、添付様式、挙証資料等の確認 ・管内の需要動向 ・福祉施策の実施計画との整合性及び必要性 ・圏域調整の検討 ・市町村等の意見書等
6 地域振興局から所管課へ意見書等の提出	10月26日（木）	法人及び市町村から提出された計画書類に福祉環境部長の意見書を添付
7 計画書等の書類審査 ヒアリング、現地調査	10月下旬以降	所管課
8 県所管課内検討	11月中旬	所管課
9 庁内審査会 ※民間補助のみも対象	12月上旬頃	県社会福祉施設等施設整備選定・社会福祉法人設立等審査会
10 施設整備に係る補助額や補助内容等の確定	3月以降	所管課

※項目5及び6について、幼保推進課が所管する案件は、市町村の意見書等を添付して同課へ直接提出すること。